

企業等における公共交通利用促進型の省エネルギー対策に係る支援について

平成18年度においては、NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の補助事業である「民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業」を活用し、運輸部門における省エネルギー対策を更に一層促進するため、公共交通利用促進型の省エネルギー対策として以下の事業を重点的に支援。

1. モデル事業

(省エネルギー効果の高い実証モデルを設定し、当該モデルの省エネルギー効果及びトランスファー可能性を評価するためのデータの収集及び解析を行うもの)

マイカー使用を抑制し、公共交通機関への転換により省エネ効果が見込まれるモデル的な取組み等を支援。
(支援対象の例)

従業員の通勤交通をマイカーから公共交通機関等に転換させる取組みに係る経費
(低公害型バス車両の購入費用、運行委託を行う場合の委託費等の経費、低公害車によるカーシェアリングに必要な経費、モビリティ・マネージャーの設置、効果分析のために必要な経費等)

商業施設がICカードを活用して買い物旅客をマイカーから公共交通機関等にシフトさせる取組みに係る経費
商工会等によるデマンド型乗合タクシーを運行・配車一括管理により、買い物旅客をマイカーから公共交通機関等にシフトさせる取組みに係る経費

(システム導入費、情報提供システムの開発経費、効果分析のために必要な経費等)
事業の一環として公共交通機関の利用促進等をPRするイベント、シンポジウム等啓発活動の実施について支援。

2. FS事業

(構想段階でありシミュレーション調査等を行うことにより、具体の事業化提案を行うもの)

企業による通勤交通マネジメントの導入やモビリティ・マネージャーの設置、TFPの実施等の公共交通機関の利用促進を通じた省エネの取組みが企業に与えるコスト面、エネルギー面での影響等の調査費について支援。

事業の一環として公共交通機関の利用促進等をPRするイベント、シンポジウム等啓発活動の実施について支援。

補助対象者・補助率

補助対象者は、地方公共団体、民間団体等(地方公共団体との連携事業を優先的に採択)
補助率は、モデル事業1/2(補助金の上限1億円)、FS事業は定額100%(上限20百万円)

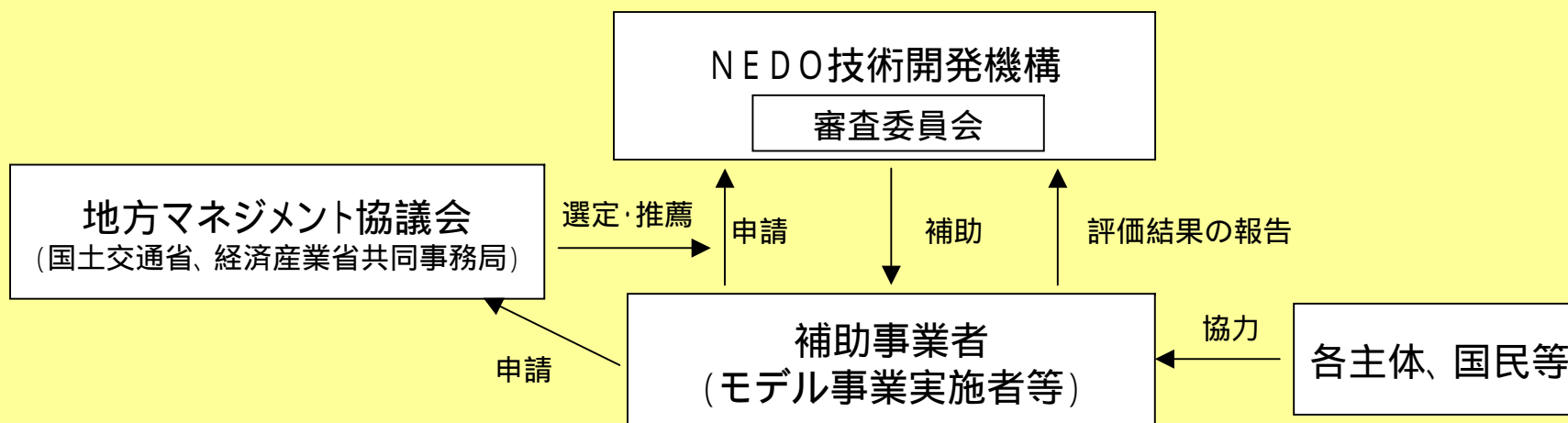
補助対象経費

モデル事業については、設計費、設備費、工事費、諸経費及び評価費
FS事業については、調査費

事業期間

原則1年。ただし、効果の把握と評価のため1年での実施が困難であって、年度毎の発生経費が明確に区分できる事業で、必要と認められる場合は2年(この場合でも、2年目には新たな交付申請が必要)。

実施スキーム



事業の公募受付から補助金交付までの流れ

